

令和3年度第3回北海道教育大学基金緊急学生支援金実施要領

【趣旨】

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、アルバイト収入がなくなり、日々の生活に困っている学生を緊急に支援するため、北海道教育大学基金から奨学金を給付する。

【対象】

学部学生のうち、日本学生支援機構給付奨学金を受給している自宅外通学生

【申請期限】 令和4年2月14日（月）

【支給予定日】 令和4年2月末以降随時

○申請A

【給付額】

- ・学部2～4年生は以下のとおりとする。

日本学生支援機構給付奨学金

第Ⅰ区分受給者 30,000円

第Ⅱ区分受給者 20,000円

第Ⅲ区分受給者 10,000円

- ・学部1年生は、区分にかかわらず一律10,000円とする。

【給付要件】

アルバイト収入がなくなったり、激減（75%以上）したりし、生活に困窮している学生（本年度入学した学生にあっては、アルバイトをする予定だった者を含む。）であって、次に該当する者

- ・高等教育修学支援新制度において支援対象（日本学生支援機構の給付奨学金を申請し、令和3年10月以降採用となった者）となった学部学生

※ただし、第1回及び第2回の緊急学生支援金に申請して給付が決定した方は、申請できません。

※給付要件が該当する場合は、申請Bとの重複申請をできるが、A・B両方の給付該当者となったときは、申請Bを無効とします。

【申請方法】

申請学生は、「申請書」を学生支援課宛てにメール（g-gakusei@j.hokkyodai.ac.jp）で送付申請する。

※メール送信時のタイトルは、【R3-3A緊急学生支援金】学籍番号：氏名（所属キャンパ

ス名) とすること。

○申請B

【給付額】

区分にかかわらず一律 6,600 円 (予定)。

※なお、申請件数により、金額が若干、変動する場合があります。

【給付要件】

・ 高等教育修学支援新制度において支援対象(日本学生支援機構の給付奨学金を申請し、令和 4 年 3 月までに採用となった者)となった学部学生

※ただし、第 1 回及び第 2 回の緊急学生支援金に申請して給付が決定した方は、申請できません。

※給付要件が該当する場合は、申請 A との重複申請をできるが、A・B 両方の給付該当者となったときは、申請 B を無効とします。

【申請方法】

申請学生は、「申請書」を学生支援課宛てにメール (g-gakusei@j.hokkyodai.ac.jp) で送付申請する。

※メール送信時の標題は、【R3-3B 緊急学生支援金】 学籍番号：氏名 (所属キャンパス名) とすること。